



「じぶんの町を良くするしくみ」 活動助成金交付の手引き

～令和6年度 赤い羽根共同募金助成事業～



社協公式キャラクター「アエール」

阿賀町共同募金委員会（社会福祉法人阿賀町社会福祉協議会）

赤い羽根共同募金助成事業
令和6年度「じぶんの町を良くするしくみ」活動助成金交付について

1. 助成の目的

この事業は、住民の皆様からご協力いただいた赤い羽根共同募金を財源とし、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざして、地域住民や団体が主体的に取り組む福祉活動に資金面から支援するため公募による助成団体を募集します。

2. 助成対象団体

町内を活動場所とする住民団体や自治会、学校等で次の要件を満たす団体

- (1) 営利を目的にせず、その事業から生じる利益を構成員に分配しないこと
- (2) 介護保険事業、政治活動、宗教活動を目的とした活動ではないこと
- (3) 阿賀町在住、在勤の団体構成員がおおむね3名以上在籍していること

3. 対象となる事業の実施期間

令和7年度 [令和7年4月1日～令和8年3月31日までに実施する事業]

4. 対象となる活動 ※事業例はあくまでも例示です

(1) 見守り活動

目的	助成対象事業（例）
高齢者や障害者、児童等の見守り活動が必要な方々に対して見守りを行うことで、孤立・孤独感の防止を行うとともに、異変の早期発見や必要な支援につなげるためのネットワーク構築を通して地域で安心して暮らせるまちづくりを目的に活動する事業	① 見守り隊活動 （見守りに関する必需品、ジャンパー、ステッカーなど） ② 見守りに関するネットワーク活動 （見守りに関する勉強会など） ③ その他、①～②以外で目的を達成する活動

(2) 支え合い活動

目的	助成対象事業（例）
地域で生活支援を必要と方々を対象に、地域住民同士で助け合う活動や、地域における情報共有を通して地域で安心して暮らせるまちづくりを目的に活動する事業	① ちょっとした助けが必要な方々への生活支援活動 （ゴミ出し、雪かき、電球交換、灯油入れなど） ② その他、①以外で目的を達成する活動

(3) 地域交流活動

目的	助成対象事業（例）
高齢者や障害者、児童等、孤立・孤独感の防止のために、住民同士が気軽に交流できて住民同士が気かけ合う意識を醸成することを目的に活動する事業	① 囲碁・将棋や手芸、体操などをきっかけとした住民交流活動 ② 夏休みの期間、地域の子どもや高齢者などの多世代が交流できる活動（ラジオ体操会など） ③ その他、①～②以外で目的を達成する活動

(4) 地域防犯・防災活動

目的	助成対象事業（例）
防犯や防災対策の取り組みを通じて、地域で安心して暮らせ地域づくりを目的に活動する事業	① 地域における防犯・防災活動 （防犯見守り活動、高齢者等の安否確認活動など） ② 地域における防災・減災活動 （避難訓練、防災に関する学習会の開催など） ③ その他、①～②以外で目的を達成する活動

5. 助成額

1 団体あたり上限 60,000 円

※ ただし参加費や会費などの自己資金等が活用されていること

※ 事業予算を超えて申請があったときは、助成金の減額があります

6. 対象となる経費

科目	対象となる内容等
謝金	講師への謝礼など
交通費	活動で必要となる電車代、ガソリン代の実費など（ただし町外のみ）
消耗品費	活動に必要な用紙や文具
材料費	活動に必要な材料代など
広報印刷費	チラシ、資料の印刷代など
通信費	郵便代など
損害保険料	行事保険など活動にかかる保険料
賃借料	会場の借り上げ
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 上記のほか、委員会で必要と認められた経費 • 以下の経費は対象外とします 飲食経費、人件費、事業に直接必要とされない経費、団体の構成員同士の親睦を目的としたものなど、その他助成審査委員会で適当と認められないもの

7. 助成の財源

この助成金は住民の皆さまからお寄せいただいた「赤い羽根共同募金」が財源です。赤い羽根共同募金は「阿賀町の福祉が良くなってほしい」という住民の皆さまの気持ちが込められています。そのような気持ちを大切に、地域の課題に取り組む活動を赤い羽根共同募金は応援します。

8. 書類提出期限

令和6年5月31日（金）必着

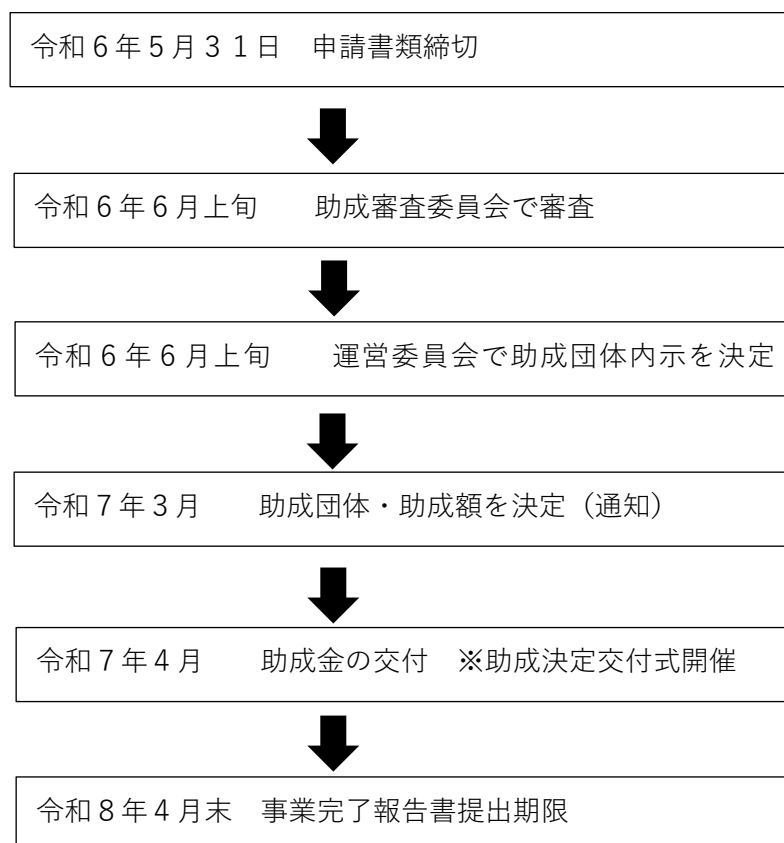
9. 申請書様式について

①阿賀町社会福祉協議会本所窓口（やまぶきの里）で配布しています

②阿賀町社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます

（<http://care-net.biz/15/agashakyo/>）

10. 助成事業の流れ（予定）



11. その他の留意事項

(1) 助成申請の可否について

助成申請の採否決定の経過や理由に関するお問い合わせには応じられません。

(2) 助成決定後の事業内容の変更について

決定後、やむを得ず変更が生じる場合は、事務局まで事前にご相談ください。

「事業計画変更届」の提出が必要です。

(3) 助成金の返還について

次に掲げる事項に該当する認めるときは、助成金の全部または一部返還を求めることがあります。

- ①事業費総額が、助成金交付額を下回ったとき
- ②事業が未実施または計画どおりに実施できなかったとき
- ③助成金を申請以外の事業に使用したとき
- ④事実と相違した申請または報告がされたとき
- ⑤その他、本会が不相当と認めるとき

(4) 助成事業の明示

助成を受けたときは、当会が指定する助成表示を行ってください。